


第 8 号様式(第 39 条関係)

(表)

第	号	身 分 証 明 証	職 氏名
上記の者は、中津市指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第 16 条第 1 項の規定により、指定特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等の検査を行う者であることを証明します。			
年	月	日	中津市長 

(裏)

中津市指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例(抜粋)
(報告及び検査)

第 16 条 市長は、指定特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該指定特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(第 4 項において「指定特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が第 1 項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

4 前項の場合において、市長は、第 1 項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、指定特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。

5 第 2 項又は前項の規定は、第 1 項の規定による検査をする職員が、当該検査により第 2 項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第 1 項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第 2 項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

6 第 1 項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

7 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。